

# 鳥取県保健医療計画の中間見直しに係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年3月10日

医療政策課

## 1 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間 令和3年2月8日(月)から2月26日(金)まで

### (2) 周知方法

- ・医療政策課及び県民参画協働課ホームページへの掲載
- ・県庁県民参画協働課、各総合事務所・市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- ・鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会の各委員、関係団体等への意見募集の通知
- ・報道機関への資料提供、新聞広告の掲載

(3) 意見数 15件(6名)

### (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
【精神疾患】 依存症対策について、県で作成している「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」と連携、整合性を図ってほしい。	【計画に盛り込み済】 「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」により、アルコール健康障害対策に係る取組を推進していくこととしており、引き続き、同計画とも連携を図りながら取組を進めていく。
【精神疾患】 精神科医、精神福祉士等を確保してほしい。	【計画に盛り込み済】 精神科医を含めた医師確保については、「鳥取県医師確保計画」に基づき取組を進めていくこととしている。 また、精神福祉士については、精神障がい者の自立と社会参加を進める上で役割が大きくなっていることから、精神福祉士を対象とした研修会の開催を通じて、資質の向上に取り組むとともに、精神福祉士を含めた医療従事者を確保することとしている。
【医師】 医学部の枠を広げ、医師の数を増やしてほしい。	【計画に盛り込み済】 医師確保については、「鳥取県医師確保計画」に基づき取組を進めていくこととしており、引き続き、大学等と連携して医師確保に努めていく。
【結核・感染症対策】 感染症専門の医師を確保してほしい。	【計画案に反映する】 感染症対策の重要性を踏まえ、公衆衛生業務に係る医師確保や感染症に関する専門的な知識を有する人材育成等の取組を進めることについて記載する。
【その他】 コンビニ受診の抑制をしてもらいたい。	【計画に盛り込み済】 上手な医療のかかり方やコロナ禍でも健康管理が重要であることについて、県のホームページや新聞広報等により普及啓発に取り組んでいるところであり、医療機関の適正受診の促進や、かかりつけ医の必要性を認識してもらうため、引き続き、必要な広報活動を実施していくこととしている。

## 2 計画(中間見直し案)の概要

(1) 計画の期間 平成30年度から令和5年度までの6年間

### (2) 計画の趣旨

- ・医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療計画
- ・地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築に向け、5疾病6事業、医療従事者の確保等の各種取組を推進するもの

### (3) 計画改定のポイント

国の指針等を踏まえた指標及び記載事項の見直し、現行計画策定後の変化等を踏まえた見直し、介護保険事業支援計画等の関連計画との整合性等

## 3 今後の予定

令和3年3月12日 令和2年度第3回鳥取県地域医療対策協議会で最終案を検討

令和3年3月17日 第91回鳥取県医療審議会に最終案を諮問

令和3年4月1日 新計画の施行